

令和七年七月一日（火曜日）午前十一時十分 開議

議事日程第五号

令和七年七月一日（火曜日）午前十時開議

- 第一 議第八十四号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第一号）
- 第二 議第八十五号 令和七年度山形県流域下水道事業会計補正予算（第一号）
- 第三 議第八十六号 県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第四 議第八十七号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第五 議第八十八号 山形県職員等の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について
- 第六 議第八十九号 山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 議第九十号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第八 議第九十一号 山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第九 議第九十二号 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十 議第九十三号 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十一 議第九十四号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十二 議第九十五号 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十三 議第九十六号 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第十四 議第九十七号 山形県衛星通信システム第三世代化工事請負契約の締結について
- 第十五 議第九十八号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋床版工事請負契約の締結について
- 第十六 議第九十九号 公立大学法人東北公益文科大学定款の制定について
- 第十七 議第百号 負担付き寄附の受領について
- 第十八 議第百一号 財産の出資について
- 第十九 議第百二号 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について
- 第二十 議第百三号 河川整備補助事業湯尻川護岸及び排水樋門工事請負契約の締結の追認について
- 第二十一 議第百四号 河川整備補助事業大旦川連絡水路逆流防止施設工事請負契約の締結の追認について
- 第二十二 議第百五号 河川整備補助事業大旦川築堤護岸工事請負契約の締結の追認について
- 第二十三 議第百六号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第八号）の専決処分の承認について
- 第二十四 議第百七号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について
- 第二十五 議第百十号 令和七年度山形県一般会計補正予算（第二号）
- 第二十六 請願
- 第二十七 発議第十一号 中国軍機による自衛隊機への異常接近に対し毅然とした外交的対応を求める意見書
- 第二十八 発議第十二号 米の安定供給と稲作農家の生産意欲向上に向けた施策の推進を求める意見書
- 第二十九 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第五号の外追加日程。

（追加日程）

- 第一 議第百十一号 山形県副知事の選任について

出席議員（四十三名）

- 一番 石 川 渉 議員
- 二番 佐 藤 寿 議員
- 三番 齋 藤 俊一郎 議員
- 四番 橋 本 彩 子 議員
- 五番 松 井 愛 議員

六	番	石	川	正	志	議員
七	番	阿	部	恭	平	議員
八	番	鈴	木		学	議員
九	番	伊	藤	香	織	議員
十	番	石	塚		慶	議員
十一	番	関			徹	議員
十二	番	江	口	暢	子	議員
十三	番	阿	部	ひとみ		議員
十四	番	梅	津	庸	成	議員
十五	番	高	橋	弓	嗣	議員
十六	番	佐	藤	文	一	議員
十七	番	相	田	日出	夫	議員
十八	番	佐	藤	正	胤	議員
十九	番	遠	藤	寛	明	議員
二十	番	相	田	光	照	議員
二十一	番	遠	藤	和	典	議員
二十二	番	菊	池	文	昭	議員
二十三	番	今	野	美奈子		議員
二十四	番	高	橋		淳	議員
二十五	番	青	木	彰	榮	議員
二十六	番	梶	原	宗	明	議員
二十七	番	五十	嵐	智	洋	議員
二十八	番	能	登	淳	一	議員
二十九	番	柴	田	正	人	議員
三十	番	洪	間	佳寿美		議員
三十一	番	矢	吹	栄	修	議員
三十二	番	小	松	伸	也	議員
三十三	番	吉	村	和	武	議員
三十四	番	高	橋	啓	介	議員
三十五	番	木	村	忠	三	議員
三十六	番	加	賀	正	和	議員
三十七	番	森	谷	仙一郎		議員
三十八	番	榎	津	博	士	議員
三十九	番	奥	山	誠	治	議員
四十	番	伊	藤	重	成	議員
四十一	番	船	山	現	人	議員
四十二	番	田	澤	伸	一	議員
四十三	番	森	田		廣	議員

説明のため出席した者

知事	吉	村	美栄子	君
副知事	高	橋	徹	君
企業管理者	松	澤	勝志	君
病院事業管理者	阿	彦	忠之	君
総務部長	小	中	章雄	君
みらい企画創造部長	會	田	淳士	君
防災くらし安心部長	庄	司	雅人	君
環境エネルギー部長	沖	本	佳祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋	藤	恵美子	君
健康福祉部長	酒	井	雅彦	君

産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十一時 十分 開 議

○議長（田澤伸一議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第八十四号議案から日程第二十六請願まで
（各常任委員長報告）

○議長（田澤伸一議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第八十四号令和七年度山形県一般会計補正予算第一号から、日程第二十六請願までの二十六案件を一括議題に供します。

これら案件に対する審査の経過と結果について、各常任委員長より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

文教公安常任委員長伊藤香織議員。

○文教公安常任委員長（伊藤香織議員） 文教公安常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第八十四号中本委員会所管分及び議第九十四号の二議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「県立高校未来創造ビジョン・案における学力の基礎となる知識・技能の考え方について。また、県立高校の魅力向上には施設等の整備・更新が最も重要と考えるがどうか」「県立山形東高校が日本の高校として初めて国際的なプレゼンテーション大会のアジア太平洋地域大会において優勝したが、これまで同校が取り組んできた探究学習との関連及び他校の探究学習の取組への今後の波及効果について」「県内在住外国人の運転免許取得状況と外国人に起因する交通事故の発生状況及び交通事故防止対策について」「第七次山形県教育振興計画における性的マイノリティーについての教育の位置づけについて。また、学校における相談体制充実のための教員への研修状況について」「教員不足の状況下における問題を抱える生徒・児童への対応状況について」「警察官の装備について昨今の気候変動に対応した活動のしやすいものに見直していくべきと考えるがどうか」「教員採用見込み数の基本的な考え方について。また、育児休業取得者の増加や早期退職者を見越した採用見込み数とすべきと考えるがどうか」「県立東桜学館中学校・高等学校及び致道館中学校・高等学校の設置による成果と課題について。また、今後の他学区への中高一貫校の設置に係る考えについて」「県立新庄志誠館高校の新校舎が現新庄南高校敷地に建設される方針に至った経緯について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、さきの定例会より継続審査に付されておりました請願一件の審査結果について申し上げます。

請願一三号については、なお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 厚生環境常任委員長石川正志議員。

○厚生環境常任委員長（石川正志議員） 厚生環境常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第八十四号中本委員会所管分、議第九十三号、議第九十六号及び議第一百十号中本委員会所管分の四議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「本県の独り親世帯の現状と物価高騰の影響について。また、このたび提案された補正予算案における同世帯へのお米券の提供及び当初予算で措置された県産米の提供の両事業に係る今後のスケジュールについて」「令和六年度の病院事業会計決算の見通しについて。また、病院の経営をめぐる厳しい状況が続く中、今後の県立病院経営に係る考えについて」「本県で初めて脱炭素先行地域に選定された米沢市と飯豊町の二市町が共同で提出した事業に係る事業費の内訳について。また、地域の実情を踏まえた同事業の持続可能性について」「海岸漂着物の回収に当たっては、啓発及び環境教育にも注力すると同時に、ボランティアに頼らない海岸清掃の在り方も検討すべきと考えるがどうか」「民生委員の担い手確保のためには地域住民との関わり方や負担の軽減など活動内容の見直しを検討する必要があると考えるがどうか」「令和六年七月の大雨により発生した災害廃棄物の処理に係る県の対応状況及び関係団体との調整状況について。また、関係団体を交えた初動体制の整備等について検討すべきと考えるがどうか」「本県の高齢者世帯数の推移及び現状について。また、高齢者の見守りや緊急通報に係るシステムの整備の重要性が高まる中、県の支援について検討すべきと考えるがどうか」「県立朝日学園の改築整備の概要及び進捗状況について」「医師確保や医師偏在の是正に向けた重点医師偏在対策支援区域の設定に係る県の取組状況について。また、医師の県内配置を調整する県地域医療支援センターの機能強化に向けた取組状況について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました四議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって厚生環境常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 農林水産常任委員長相田日出夫議員。

○農林水産常任委員長（相田日出夫議員） 農林水産常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第八十四号中本委員会所管分及び議第一百十号中本委員会所管分の二議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「庄内海岸林における松くい虫被害の状況及び被害への対応策について。また、枯損木による二次被害防止への支援について」「本県の肉用牛の振興に向けた山形牛のPRの現状及び今後の方針について。また、海外輸出機能を維持するための食肉処理施設の改修整備の方針について」「県産農産物の輸出実績及び米国ハワイ州でのつや姫のトップセールスを踏まえた県産農産物の輸出に係る今後の重点地域について」「就農準備資金の交付対象となる農業研修終了後の就農形態として農事組合法人の構成員となることを認めるべきと考えるがどうか」「地域が主体となっていく鳥獣被害対策への支援は非常に有効な取組だと思われるため、対象や規模を拡大すべきと考えるがどうか」「サクランボの高温障害対策として活用を推奨している遮光資材の活用実績と効果分析について。また、今年度の実証結果を踏まえた今後の対応について」「本県における米の生産者価格の推移について。また、本県の低い生産費を基準とするのではなく、全国的な価格を踏まえた適正な価格や再生産可能な価格とすべきと考えるがどうか」「庄内浜の魚を学校給食で使用するに当たっての市町村への支援の方法及び要件について」「米の安定供給と稲作農家の生産意欲向上に向けた施策の推進を求める意見書を国に提出すべきと考えるがどうか」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 商工労働観光常任委員長江口暢子議員。

○商工労働観光常任委員長（江口暢子議員） 商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第一百十号中本委員会所管分の一議案及び請願一件であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「労働者や事業主が抱える労働問題の解決に向けて開催する労働悩みごと相談会等における相談の内容や傾向及び相談に対する労働委員会の対応状況について」「昨今の酒米価格高騰による県内の酒蔵への影響について。また、酒蔵に対して県産酒米の購入経費を支援する県産日本酒生産基盤強化事業の詳細について」「観光施設の高付加価値化等に取り組む観光事業者への支援の実用性を高めるためには、現場の実態に合わせた補助対象範囲の見直しなど柔軟な制度運用が必要と考えるがどうか」「本県経済における商工業の業況に対する県の認識について。また、米国の関税措置の影響を踏まえた県内企業に対する今後の支援の方向性について」「本県最寄りの国際空港である仙台国際空港を利用したさらなる観光誘客に向け取組を強化する必要があると考えるがどうか」「県内での創業を支援するスタートアップステーション・ジョージ山形の運営状況及び同施設を通じた創業の支援実績について」「モンテディオ山形の新スタジアム整備に係る第二世代交付金の活用に向けたスケジュール及び整備内容の詳細について。また、新スタジアムを起点とした地域活性化に向けた施策の検討状況について」「県内におけるにぎわい創出に向けた各地域が行うイベントに対する県の支援状況について。また、県内全体ににぎわいを生み出していくためには各総合支庁によるイベントの企画や周知が重要と考えるがどうか」「物価高騰分の価格転嫁が十分に進んでいない企業において価格交渉を円滑に進めるための県の対応について。また、それらの取組を推進するパートナーシップ構築宣言の県内における普及状況について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願一件を審査した結果、請願二八号については、なお調査検討の要ありと認め継続審査に付すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 建設常任委員長高橋弓嗣議員。

○建設常任委員長（高橋弓嗣議員） 建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第八十四号中本委員会所管分、議第八十五号、議第九十五号、議第九十八号及び議第二百二号から議第二百五号までの八議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「『やまがた省エネ健康住宅』の普及状況及び当該住宅の建築に対する支援制度の概要について」「冬季の積雪や凍結による損傷が著しい道路舗装の修繕に当たっての緊急自然災害防止対策事業債の活用状況について」「堆積土砂により氾濫のリスクが高まっている河川における流下能力向上対策について」「大雨により発生が懸念される高濁度水の処理手順及び職員の訓練状況について。また、浄水処理能力を超えた場合の対応及び関係機関との連携について」「県発注工事の入札における地域精通企業評価型の実施状況及び今後の活用拡大について」「企業局所管の水力発電所における発電電力量及び収入の状況について。また、建て替え工事による倉沢発電所及び肘折発電所の能力向上について」「一般国道百十二号山形南道路の今後の整備計画について。また、道路整備予定地周辺の地域住民へは十分な説明が必要と考えるがどうか」「一般県道余目松山線庄内橋工区における床版工事の詳細及び庄内橋の供用開始の見込みについて」「酒田港における基地港湾整備の進捗状況及び今後の整備の見込みについて」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました八議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって建設常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 総務常任委員長梶原宗明議員。

○総務常任委員長（梶原宗明議員） 総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第八十四号中本委員会所管分、議第八十六号から議第九十二号まで、議第九十七号、議第九十九号から議第一百一号まで、議第百六号、議第百七号及び議第百十号中本委員会所管分の十五議案並びに請願一件であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、付託議案はもとより所管行政の各般にわたり終始活発な質疑・質問がなされたのであります。

以下、その主な事項について申し上げますと、「県内在住の外国人人口が増加傾向にあることから、在住外国人を地域で受け入れ、地域住民との交流を一層深めていく必要があると考えるが、こうした多文化共生の推進に関する取組状況はどうか」「県内私立高等学校の入学者数の推移及び県外からの入学者数について。また、入学者数の確保に向けた部活動の強化など魅力向上のための取組について」「運休が継続している陸羽東線の現状について」「被害件数及び被害額が増加傾向にある特殊詐欺事件の被害未然防止に向け、県警察本部及び市町村と連携した取組を一層強力に展開していくべきと考えるがどうか」「県民生活にも影響が生じている山形新幹線の車両故障による運休の解消に向けたＪＲ東日本への要望活動の状況について」「副知事を二人制とすることにより、本県の重要なプロジェクトの推進に向けて国との連携を一層強化すべきと考えるがどうか」「昨年度の大雨被害における避難所へのペット同行避難の状況について。また、ペット同行避難のマニュアルについて広く周知すべきと考えるがどうか」「庄内総合支庁舎の劣化度診断調査結果を踏まえた今後の改修等のスケジュールについて。また、今後の改修については費用対効果を考慮し改築することも視野に含め検討すべきと考えるがどうか」「広域通信制高等学校が県内に設置しているサテライト施設の状況について。また、当該施設における教育水準の確保や指導監督に係る県の対応について」「県職員等の旅費に関する条例改正案における自家用車出張の車賃の積算根拠について。また、任意保険料や雪国特有の事情等を考慮した車賃の設定に対する県の考え方について」など、各般にわたり質疑・質問、意見の開陳及び課題解決に向けた提案等がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました十五議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査結果について申し上げます。

本委員会に付託になりました請願一件を審査した結果、請願二七号については、不採択にすべきものと決定いたしました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって各常任委員長の報告は終わりました。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

十一番関徹議員。

○十一番（関 徹議員） 日本共産党県議団を代表して、議第八十九号山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について及び請願二七号消費税の段階的撤廃及びインボイス制度中止、法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願の不採択について、反対の討論を行います。

今議会で知事が説明した副知事定数条例案の提案理由は、知事就任当初は厳しい社会経済状況の中で、経費の節約や指揮命令系統の簡素化等の観点から、二人体制を廃止し一人体制として県政運営に取り組んできたが、就任時想定できなかった事態や社会情勢の変化で行政ニーズが複雑化・高度化・多様化し、部局横断的な県政課題も増えていること、政府や関係機関と連携して取り組む重要事業も数多くなったこと、副知事の多忙等を挙げ、他県の状況等も踏まえて二人体制に変えるというものでした。これらは、昨年十二月定例会及び今年知事選挙を経た二月定例会での自民党派代表質問での提言を受け入れたものとなっています。

その質疑の中でも触れられていますが、現在の副知事一人体制は、知事の最初の選挙の公約を実行したものです。当時発行されたビラでは、知事退職金廃止と副知事二人制廃止による人件費削減を政策の五つの柱の最初に掲げています。他のビラでは、人口百二十万人を割った山形県に副知事二人制は必要ですかと問いかけ、無駄遣いと断じています。二期目の選挙のビラでは、知事給与二二％減、副知事給与一二・五％減をはじめ様々な努力によって年間の県の人件費を累積二百億円削減と記載しています。

確かに本県を取り巻く情勢と行政に求められる課題に変化が生まれていますし、他県では副知事二人以上の県が大勢を占めるようになっていしますので、私も二人制にするということの意義がないとは思いません。しかし、県民生活をあまたの困難が襲う中で、県庁の組織のあり方を検討するならば、第一に考慮されるべきは県民サービスに携わる職員体制の充実ではないかと考えます。

吉村県政では、国の地方行革と連携して約一千六百人の職員削減が進められてきました。今、多くの職場で職員の疲弊が深刻化し、県民の新たなニーズに対応してサービスを充実させるという要請に逆行する事態が進んでいます。

トップ人件費ばかり膨らんで困りますという公約は、当時よりもさらに大きな意味を持っていると考えます。

また、自治体に対する国の施策は中央人事の出向受入れによって左右されるのではなく、どの県に対しても公平公正に行われるものであることはもちろん、本県でも現在、国から部長・課長の要職に出向者を受け入れていますので、政府や関係機関との連携強化は、副知事まで置いて強めなければならないのかとも思います。

もう一点、政治家にとって公約は何よりも重いものであり、変更に当たっては有権者の理解を得る最大限の努力が求められるわけですが、今般の変更は少なくとも知事選挙でより詳しく説明すべきテーマではなかったかということです。以上が反対理由です。

なお、仮に本条例が成立したとすれば、その後に具体の人事が提案された場合には、無条件で反対するものではなく、人物の経歴等から適性を推量して判断する立場であることを申し添えます。

次に請願ですが、本請願は、消費税が国民生活を圧迫していることや、法人税減税をはじめとする税制のゆがんでいることを訴え、消費税の段階的廃止を中心とする税制改革を訴えるものです。委員会では、「消費税は社会保障の財源になっている」「財源に法人税を見直すとしてもゼロにしたら賄い切れない」「消費税は住民負担が重いというが、社会保障がなくなると住民が大変になる」という趣旨の反対意見が表明されました。

しかし、所得税や法人税も社会保障財源になるのであり、財源は税制全体の中で考えるべきものであります。何よりも、消費税導入以来の消費税収が五百七十一兆円に上ったのに対し、法人税と住民税、所得税は、大企業・富裕層向けの減税によって、六百兆円もの減税となっているのであります。

日本共産党は、消費税廃止を目指し、当面5%の減税を提案していますが、国債発行等によらない具体的現実的な財源政策を持っており、廃止の財源として法人税の見直し以外の財源も示しています。しかし、財源の柱となるのは大企業の応分負担であり、大企業の内部留保が五百三十九兆円に上っていることを見ても、請願の指摘は財源論の最も重要な部分と考えます。

もう一点、消費税廃止がそのまま社会保障制度の消滅をもたらすかのような議論は、請願の内容とかけ離れて飛躍したものと言わざるを得ません。今、参議院選挙を前にして、消費税廃止を含めて、何らかの消費税減税を求める世論は共同通信調査でも朝日新聞調査でも四分の三に上っています。それは、本請願が述べている通り、消費税が逆進性を持って国民生活を圧迫していること、その対極に減税の恩恵を受けた大企業の内部留保が過去最高に積み上がっているという状況に対する国民の大きな怒りがあります。インボイスの弊害についても同じであります。

本請願は、消費税の問題点を突いて廃止を目指す一つの方向性を示すものとして有益な内容であることから、願意妥当であると考え、採択を訴えるものです。以上、討論とします。

○議長（田澤伸一議員） 三十五番木村忠三議員。

○三十五番（木村忠三議員） 議第八十九号山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定についてに対し、県政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成十七年九月定例県議会、当時の本県の副知事二人制案に反対の意を唱えた議員がいました。理由は、逼迫した財政状況を鑑み、そして自らの民間企業での勤務経験を踏まえ、一人増やすよりも、当時の日野副知事が二人分の職務を遂行し、優秀な部長陣が副知事を支えればよいとの考えで反対したのでありました。その後、吉村知事は、その副知事二人制を一人に戻すことを公約に当選され、現在に至っております。前述の二人制に反対した議員は、かく言う私であります。

今回の副知事条例改正案提案の理由は、代表質問等でお聞きいたしました。私の条例改正案賛成の立場と当時反対した整合性を考えたとき、吉村県政誕生時とは世の中の状況が変化し、東日本大震災や新型コロナの流行という国家的危機や、今後も予想される甚大な自然災害などの事案が発生し、状況が一変しております。これらの状況を経験し、乗り越え、不可能とも言われた新幹線新トンネルをはじめ、洋上風力発電など国家的プロジェクトも吉村県政は実現させようとしております。

しかし、ここに来て物価高騰、資材・人材不足など、状況が変わってきております。これらのプロジェクト実現のためには、国との関係をより強化し、特に国土交通省との連携を密にしていくことが肝要であります。

山形新幹線で言えば、これまで多くの国土交通省から本県に出向していただいた方々に尽力していただきました。新トンネル、その先にある整備計画格上げなどの実現のためには、これまで尽力していただいた方々と同様に、もう一人の副知事を据えて、吉村県政を進めていただき、さらなるリーダーシップを発揮していただきたいのであります。加えて、相次ぐJR東日本新幹線の運行トラブル、現在も山形新幹線は通常ダイヤの見通しが立っておりません。山形県と首都圏をつなぐ大動脈である山形新幹線、また、JR東日本管内新幹線に対して、迅速かつ的確に事業者、国に物の言える体制がより一層求められるのであります。

知事におかれましては、高橋副知事と新副知事を牽引して、決してその連結器が外れることなく連携を密にして、県民に目に見える結果、実績を出していただき、山形県民の期待に応えていただきたいのであります。

新たな吉村県政を支えること、二人の副知事を後押しすることを申し上げ、議第八十九号に対しての賛成討論とさせていただきます。

○議長（田澤伸一議員） 十九番遠藤寛明議員。

○十九番（遠藤寛明議員） 自由民主党会派を代表して、議第八十九号山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

人口が百万人割れの山形県、自然災害が激甚化・頻発化している山形県、そして物価高騰の長期化や人手不足が大きな課題となっている山形県など、本県を取り巻く環境は大きく変化してきております。

複雑化・高度化する行政課題に対し、県政を前に進めるため政策を実行していくことが重要であります。そのためには、部局長を中心に部局の専門性を高めていくことはもとより、部局間あるいは各政策の連携力を強化するための総合調整を行う機能を強化することも必要であると考えます。さらに、国との情報共有、企業誘致、農業・工業の海外戦略などを進めるに当たり、副知事二人制を導入し、適切な役割分担や連携の下、より幅広い視点を持って県政を推進していくべきではないでしょうか。

とりわけ本県にとって重要である山形新幹線米沢トンネルの整備着手や、米坂線をはじめとする県内横軸鉄道の復旧運行、県内空港の滑走路延長、酒田港の洋上風力基地港湾、そして自然災害の復旧復興といった、本県だけでは進めることのできない重要なプロジェクトが山積しておりますが、今後の本県の発展のためには、副知事二人制を導入し、国との連携を強化することが必須であります。

この度のような大きな決断には、県民の皆さんの声も大切にしなければなりません。先日、副知事二人制導入に関し、あるメディアが実施した県民アンケートによれば、賛成は約七二％と県民からも副知事二人制の必要性に対し理解が示されていると思っております。

社会情勢の変化とともに必要な策を打つことは重要であります。今後の山形県政を前に進める上で、副知事二人制に関し、ただ単に必要ということではなく、行政課題対応力を強化するとともに国との連携を行う副知事二人制は、本県の未来を切り開く必要不可欠なものであると確信をしております。

以上、議第八十九号山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論といたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案について採決いたします。

初めに、議第八十九号山形県副知事定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第八十九号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田澤伸一議員） 起立多数であります。よって、議第八十九号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決いたしました一議案を除く二十四議案について採決いたします。

お諮りいたします。議第八十四号から議第八十八号まで、議第九十号から議第百七号まで及び議第百十号の二十四議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、議第八十四号から議第八十八号まで、議第九十号から議第百七号まで及び議第百十号の二十四議案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願について採決いたします。

初めに、請願二七号について採決いたします。

請願二七号に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。請願二七号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田澤伸一議員） 起立多数であります。よって、請願二七号は総務常任委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました請願一件を除く請願二件について採決いたします。

お諮りいたします。請願一三号及び請願二八号の請願二件については、いずれも関係常任委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、これら請願二件はいずれも関係常任委員長報告のとおり決定いたしました。

〔参 照〕

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和7年6月定例会

区分	番号	受理 年 月日	関係 委員 会	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	措 置
請願	27	7. 6. 11	総務	消費税の段階的撤廃及びインボイス制度中止、法人税率見直しを求める意見書提出に関する請願	米沢市広幡町上小菅1040番地 山形を支える県民の会 代表 寒河江 弘希	石川（渉）、関	不 採 択	
〃	28	7. 6. 12	商工 労働 観光	山形地方最低賃金の改善を求める請願について	山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合会山形県連合会 会長 船山 整	梅津、吉村、高橋（啓）	継続審査	

付託委員会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
総 務	1		1		
商工労働観光	1			1	
計	2		1	1	

継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和7年6月定例会

区分	番号	受理 年 月日	関係 委員 会	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	措置
請願	13	6. 2. 20	文教 公安	夜間中学の開設について	福島県福島市南沢又字曲堀東8-6 夜間中学校開設を進める会 代表 武田 徹	吉村、高橋（啓）、木村	継続審査	

付託委員会	件 数	審 査 結 果			
		採 択	不採択	継続審査	撤 回
文 教 公 安	1			1	
計	1			1	

日程第二十七発議第十一号及び日程第二十八発議第十二号の意見書案二件

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第二十七発議第十一号中国軍機による自衛隊機への異常接近に対し毅然とした外交的対応を求める意見書及び日程第二十八発議第十二号米の安定供給と稲作農家の生産意欲向上に向けた施策の推進を求める意見書の意見書案二件を一括議題に供します。

〔参 照〕
発議第 11 号

意 見 書 (案)

中国軍機による自衛隊機への異常接近に対し毅然とした
外交的対応を求める意見書

令和 7 年 6 月 7 日及び 8 日に、太平洋上の公海上空において、海上自衛隊の P-3C 哨戒機に対し、中国軍の空母「山東」艦載の J-15 戦闘機が極めて危険な異常接近を繰り返す事案が発生した。その際、J-15 戦闘機が P-3C 哨戒機に対して約 45 メートルまで水平かつ同高度で接近し、さらに針路前方約 900 メートルを横切る無謀な飛行を行った。

こうした極めて危険かつ偶発的な衝突を誘発する行為は、我が国の安全保障上看過できない重大事案であり、今後一層深刻な事態を惹起する懸念がある。

しかしながら、国の対応は「再発防止の申入れ」や「深刻な懸念の表明」にとどまり、毅然とした外交的抗議や具体的な制裁措置、国際社会への明確な発信が見受けられず、国民に不安と不満が広がっている。

よって、国においては、日本国民の生命・財産を守る責任を改めて重く受け止めるとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 今回の異常接近行為について、中国政府に対し、より明確かつ厳重に抗議するとともに、必要に応じて外交的措置を含めた対応を検討すること。
- 2 中国政府による「日本が挑発した」との主張に対し、事実に基づく反論と証拠の提示を積極的に行い、国際社会に対して日本の正当性を明確に発信すること。
- 3 国の対応や事実関係を速やかに国民へ説明する透明性と信頼性のある安全保障政策を確立すること。
- 4 今後の中国軍による危険行動に備え、米国をはじめとする関係国との連携をさらに強化し、地域の平和と安定のために毅然とした対応を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

外務大臣

防衛大臣

内閣官房長官

山形県議会議長 田 澤 伸 一

以上、発議する。

令和 7 年 7 月 1 日

提出者 山形県議会議会運営委員長 渋 間 佳寿美

発議第 12 号

意 見 書 (案)

米の安定供給と稲作農家の生産意欲向上に向けた
施策の推進を求める意見書

食料安全保障の根幹をなし、日本人の主食である米について、消費者は令和 6 年夏の市場での品薄を契機に、米の価格や生産現場、生産者に対する関心を高めている。

こうした中、国は、10 年に一度の不作や大規模な災害時等に限定していた政府備蓄米の放出に関する運用について、令和 7 年 1 月に主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合に市場に放出できるよう見直し、徐々に備蓄米が流通するようになってきたところである。

一方、稲作農家を取り巻く環境は、食料・農業・農村基本計画において米を増産する方針を掲げているが、近年の豪雨災害や高温障害などをもたらす異常気象に加え、円安の影響等を受けた肥料や燃料、農業生産資材の価格高騰により厳しさを増し、農業所得の減少が懸念され、本県の生産現場では営農継続の断念や意欲減退の声が広がっている。

このため、稲作農家が将来にわたって意欲的に米を生産し、生産者と消費者が納得できる価格での安定供給が可能となる環境を整備していくことが急務となっている。

よって、国においては、米の安定供給と稲作農家の営農継続を支援するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 価格や銘柄等の米に対する消費者の多様なニーズを踏まえつつ、食料安全保障の強化に向けて、米の安定供給を確保するための施策を講じること。

2 稲作農家が再生産に意欲的に取り組めるよう、安定的な収入確保に向けた施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

財務大臣

農林水産大臣

山形県議会議長 田澤 伸 一

以上、発議する。

令和7年7月1日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 相 田 日出夫

○議長（田澤伸一議員） この場合、お諮りいたします。これら意見書案は、議会運営委員会及び農林水産常任委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、説明及び質疑を省略、討論に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、説明及び質疑を省略、討論に入ることに決定いたしました。

これより討論に入ります。

この場合、討論の通告がありますので発言を許可いたします。

一番石川渉議員。

○一番（石川 渉議員） 日本共産党山形県議団を代表し、発議第十一号の意見書提出に反対する立場から討論を行います。

防衛省は六月七日と八日、太平洋上の公海上空において警戒監視を行っていた海上自衛隊のP3C哨戒機に対して、中国軍の空母「山東」搭載のJ15 戦闘機が追従し、P3C哨戒機の針路前方約九百メートルを横切る事案が発生したと発表しました。このようなほかの航空機の前を横切る危険な飛行は、偶発的な衝突を誘発する可能性があり、一歩間違えば重大な事故につながりかねない絶対に許されない事態です。政府もこの事態に対し懸念を表明し、中国側への再発防止を申し入れています。

問題は、こうした危険な行為を繰り返させないために何が必要かということです。一つは、偶発的な衝突を防止するための明確なルールづくりとその厳格な運用です。国際的な合意に基づいた行動規範を確立し、両国がこれを遵守することが、不測の事態を防ぐ上で重要です。そしてもう一つ重要なのは、お互いの国同士で信頼関係を醸成していくことです。問題が起こったとしても、それを軍事的な衝突に発展させず、対話を重視した外交姿勢を取ることが必要です。

中国との関係では、四月に国会の日中友好議連が、自民党の森山裕幹事長を団長として北京を訪問しました。日本共産党からは副会長の志位和夫議長が参加しました。訪問中、日中友好議連は、中国全国人民代表大会の趙樂際常務委員長をはじめとした中国要人と会談を行いました。その中で志位議長は、議員連盟での訪問であることを踏まえつつ、次の三点を中国側に提起しています。

一、二〇〇八年の日中共同声明で確認された「双方は、互いに協力のパートナーであり、互いに脅威とならない」との合意を尊重し、双方が合意にふさわしい行動をとること。二、尖閣諸島など東シナ海の問題について、二〇一四年の日中合意で確認された「対話と協議」を通じて問題の解決を目指すという立場を双方が遵守すること。三、東アジアの多国間の平和の枠組みとしては、特定の国を排除するのではなく、ASEANが提唱している「ASEANインド太平洋構想」という日中双方が賛成している包摂的な枠組みを前進させることを追求すること。の三点です。

これに対し中国側からは、「双方には、意見の食い違いや異なる立場は避けられませんが、大局的な方向として、日中の四つの基本文書が重要であり、特に二〇〇八年の日中共同声明での『互いに脅威とならない』との原則が大切

です」「両国間の交流を強化していきたい」との表明があったと聞いています。こうした建設的な対話外交を前に進めることを日本共産党は求めており、また平和を希求する県民も求めているのではないのでしょうか。

提案された意見書では、中国軍に対し米国など関係国との連携を強化することを求めています。軍事的対応を強化することになれば地域の緊張をあおることになり、地域の平和と安定とは逆行します。防衛行動、軍事行動中の出来事で詳細不明な事案に対して、地方議会から外国との緊張感を高める内容を含む意見書を提出することは不適切であり、反対します。

○議長（田澤伸一議員） 二十番相田光照議員。

○二十番（相田光照議員） 自民党会派を代表して、発議第十一号中国軍機による自衛隊機への異常接近に対し毅然とした外交的対応を求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。

本意見書の背景は、本年六月七日及び八日に太平洋上空の公海において発生した、海上自衛隊P3C哨戒機に対する中国軍J15戦闘機による極めて危険な異常接近行為がありました。報道によれば、J15戦闘機はP3C哨戒機に対し水平・同高度でわずか四十五メートルの至近距離まで接近し、さらに針路前方約九百メートルを横切るという、衝突の危険性が極めて高い行動を複数回繰り返しました。こうした極めて危険かつ偶発的な衝突を誘発する行為は、自衛隊員の生命を脅かす行為であり、重大な軍事的緊張の引き金にもなりかねない深刻な安全保障上の問題で、看過できない重大事案であります。

これに対し、我が国政府の対応は「再発防止の申し入れ」「深刻な懸念の表明」にとどまり、国民の間では不安と不満が広がっています。日本政府においては、今回の異常接近行為について、中国政府に対し、より明確かつ厳重に抗議するとともに、必要に応じて外交的措置を含めた対応を検討していただきたい。さらには、事実に基づく反論と証拠の提示を積極的に行い、国際社会に対して日本の正当性を明確に発信すべきだと感じています。毅然とした外交的抗議や具体的な制裁措置、国際社会への明確な発信こそが、今、求められる国としての対応ではないのでしょうか。

外交を成立させるには、相手に対して我が国の立場を明確に伝える姿勢が不可欠です。また、防衛力の強化や米国との連携が現実として抑止力を維持し、不測の事態の発生を防ぐことにつながっているのも事実です。抑止力の欠如こそが、敵対的な行動を助長することを忘れてはなりません。

今回の意見書は、外交的な抗議や情報発信を強化し、国民と国際社会に対して我が国の正当性を示すことを求めるものです。本意見書は、国民の生命・財産を守るという国の基本責務を促すものであり、地方からの声として極めて意義ある内容であると考えていることから、賛成の立場での討論とさせていただきます、議員各位の御理解と御賛同を強くお願いいたします。

○議長（田澤伸一議員） 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第十一号中国軍機による自衛隊機への異常接近に対し毅然とした外交的対応を求める意見書案を採決いたします。

お諮りいたします。発議第十一号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田澤伸一議員） 起立多数であります。よって、発議第十一号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第十二号米の安定供給と稲作農家の生産意欲向上に向けた施策の推進を求める意見書案を採決いたします。

お諮りいたします。発議第十二号については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第十二号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の字句の整理は私に御一任願います。

日程第二十九議員の派遣について

○議長（田澤伸一議員） 次に、日程第二十九議員の派遣についてを議題に供します。

この場合、お諮りいたします。議員の派遣については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よつて、議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

〔参 照〕

議 員 派 遣 一 覧 表

令和7年7月1日

番号	内 容
49	女性議員研究交流大会 (1) 目 的 全国都道府県議会議長会が主催する上記の大会に出席するため (2) 場 所 東京都 (3) 期 間 令和7年8月26日（火） (4) 議員名 橋本 彩子、伊藤 香織、今野美奈子
50	第149回北海道・東北六県議会議長会議 (1) 目 的 北海道・東北六県議会議長会が主催する上記の会議に出席するため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和7年8月26日（火） (4) 議員名 榎津 博士
51	令和7年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会 (1) 目 的 北海道・東北六県議会議長会が主催する上記の大会に出席するため (2) 場 所 山形市 (3) 期 間 令和7年8月27日（水） (4) 議員名 石川 渉、佐藤 寿、橋本 彩子、松井 愛、石川 正志、阿部 恭平、鈴木 学、石塚 慶、江口 暢子、梅津 庸成、高橋 弓嗣、佐藤 文一、相田日出夫、佐藤 正胤、遠藤 和典、五十嵐智洋、榎津 博士
52	山辺高等学校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 山辺町 (3) 期 間 令和7年9月1日（月） (4) 議員名 橋本 彩子、石塚 慶、高橋 弓嗣、吉村 和武、榎津 博士
53	小国高等学校生徒と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 小国町 (3) 期 間 令和7年9月10日（水） (4) 議員名 石川 渉、阿部 恭平、鈴木 学、遠藤 寛明、榎津 博士
54	東北農林専門職大学・附属農林大学校学生と県議会議員との意見交換会 (1) 目 的 上記の意見交換会に出席するため (2) 場 所 新庄市 (3) 期 間 令和7年9月17日（水） (4) 議員名 佐藤 寿、松井 愛、伊藤 香織、柴田 正人

○議長（田澤伸一議員） この場合、暫時休憩いたします。

再開は号令をもってお知らせいたします。

午後 零時 八 分 休 憩

午後 一時 三十五分 再 開

○議長（田澤伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（田澤伸一議員） この場合、報告があります。

知事より、本日付をもって今期定例会に追加提案する議案がお手元に配付のとおり送付になりましたので、報告いたします。

〔参 照〕

財 第 61 号

令和7年7月1日

山形県議会議長

田 澤 伸 一 殿

山形県知事

吉 村 美栄子

令和7年6月県議会定例会議案等の送付について

令和7年6月県議会定例会に追加して付議する下記の議案及び説明書を、別添のとおり送付します。

記

（議案書） 1 令和7年6月県議会定例会議案（追加）

（説明書） 1 令和7年6月県議会定例会追加議案知事説明要旨

追加日程第一議第百十一号山形県副知事の選任について

○議長（田澤伸一議員） この場合、お諮りいたします。追加提案されました議第百十一号山形県副知事の選任についてを日程に追加し、議題に供したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、議第百十一号を日程に追加し議題に供することに決定いたしました。

議第百十一号を議題に供します。

〔参 照〕

議第111号 山形県副知事の選任について

（以上の1議案は本誌巻末に収録）

○議長（田澤伸一議員） 知事より提出案件についての説明を求めます。吉村知事。

○知事（吉村美栄子君） 本日、追加提案いたしました議案について、御説明申し上げます。

山形県副知事の選任につきましては、提案の者を適任と認め、御同意をお願いするものであります。

○議長（田澤伸一議員） 知事の説明は終わりました。

この場合、お諮りいたします。議第百十一号については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第百十一号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田澤伸一議員） 御異議なしと認めます。よって、議第百十一号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（田澤伸一議員） 以上をもって今期定例会の議事は全部終わりました。

これをもって令和七年山形県議会六月定例会を閉会いたします。

午後 一時 三十八分 閉 会

議長	田	澤	伸	一
会議録署名議員	松	井		愛
同	伊	藤	香	織
同	江	口	暢	子